

概要

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令の一部を改正する省令（案）について

令和6年8月
環境省環境再生・資源循環局
廃棄物規制課

1. 制定の趣旨

平成元年3月22日にスイス連邦バーゼルで作成された「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」（平成5年条約第7号。以下「条約」という。）の附属書の一部が、令和4年6月に行われた第15回締約国会議（COP15）において改正され、令和7年1月1日から効力を生じることに伴い、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令（平成30年環境省令第12号。以下「省令」という。）について、2.に記載のとおり所要の改正を行うものである。

2. 主な改正の内容

（1）特定有害廃棄物等の範囲に含まれる物について

条約附属書Ⅷの改正に伴い、省令別表第四の一の項第十八号を「電気部品又は電子部品のくずであって次に掲げる物（別表第三の一の項第五号に掲げる物を除く。）」から「電気及び電子機器、電気及び電子機器の部品又はこれらのくずであって次に掲げる物」に改め、更にその符号を「A一一八〇」から「A一一八一」に改めることとする。

（2）特定有害廃棄物等の範囲から除外される物について

条約附属書Ⅸの改正に伴い、省令別表第三の一の項第十二号である、別紙一の電気部品又は電子部品を特定有害廃棄物等の範囲から除外することとする。更に、省令別表第三の四の項第三号である、別紙二の使用済みのレンズ付きフィルムを特定有害廃棄物等の範囲から除外することとする。

（3）その他所要の改正を行う。

主な改正の例

別紙一

12	電気部品又は電子部品であって次に掲げる物	
	（1）	金属のみから成る電子部品
	（2）	プリント配線基板その他の電気部品又は電子部品のくずであって次に掲げる物（第五号に掲げる物を除く。）

	(i)	別表第四の一の項第十六号若しくは第十七号に掲げる蓄電池その他の電池、水銀スイッチ、ブラウン管その他これに類するガラス又はコンデンサ（PCBを含むものに限る。）を構成部品として含まない物
	(ii)	別表第六に掲げる物のいずれにも該当しない物
	(3)	プリント配線板、電子機器の構成部品、電線その他の電気部品又は電子部品のくずであって、直接再使用すること（修理又は改良を行うことにより再使用することを含み、大規模な再組立てを行うことにより再使用することを除く。）が予定されたもの

別紙二

3	使用済みのレンズ付きフィルム（別表第四の一の項第十六号又は第十七号に掲げる物に含まないものに限る。）
---	--

3. 施行期日等

令和6年8月～9月 パブリックコメント実施

令和6年10月 公布（予定）

令和7年1月1日 施行（予定）